

救命処置を望まない傷病者に対する活動プロトコル

蘇生を望まない傷病者の 意思を尊重するために

小池 弘貢 1,3) 高橋 功 2,3) 糟谷美有紀 2,3) 伊藤 史生 2,3)

1) 銚子市消防本部

2) 地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院

3) 千葉県東部地域救急業務メディカルコントロール協議会

プロトコール策定から現在までの経緯

「人生の最終段階にある傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生等のあり方に関する提言」2017年4月

MC協議会総会で、提言に沿った救急隊の活動プロトコール策定が承認 2018年4月

MC協議会総会で「人生の最終段階にあり心肺蘇生等を希望しない意思を示した心肺停止事例に対する救急隊の標準的活動プロトコール」承認 2019年4月

「人生の最終段階にあり心肺蘇生等を希望しない意思を示した心肺停止事例に対する救急隊の標準的活動プロトコール」運用開始 2019年5月1日

プロトコールを一部改訂運用開始 2023年5月

運用開始後の問題点

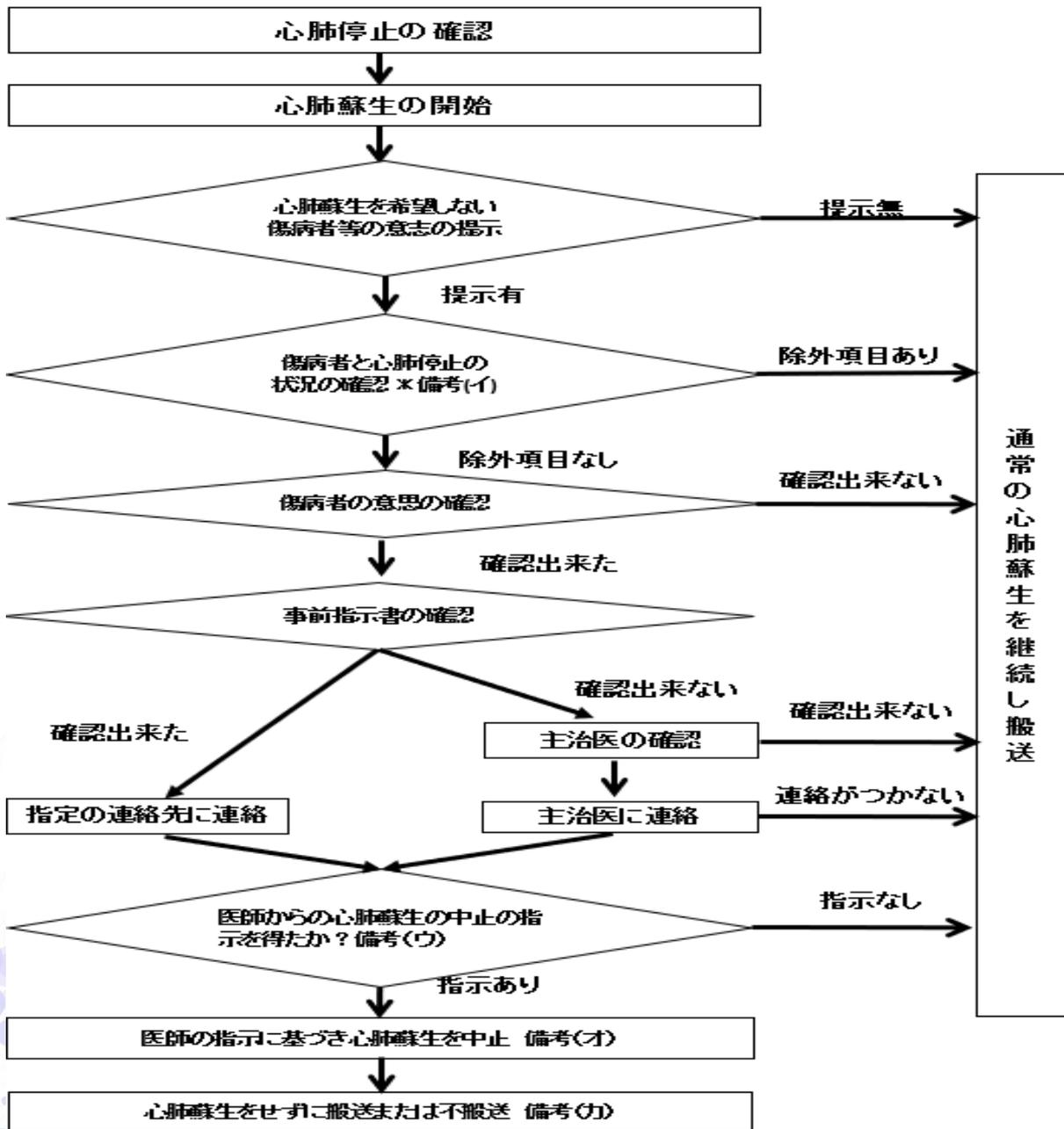
1

事前指示書の届出・提示がない事案が多い
→ **望まない心肺蘇生の実施、傷病者の意向に沿えない**

2

東部MCの取り組みが周知されていない
→ **看取りを行っている病院や介護施設等との情報共有、説明が不足**

人生の最終段階にあり心肺蘇生を希望しない意思表示を示した
心肺停止事例に対する救急隊の標準的活動プロトコール



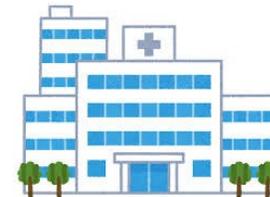
プロトコール改訂点

令和5年5月1日から運用

人生の最終段階にあり、本人、代理人および家族と主治医の間でACPが成立し、事前に書面（所定の事前指示書あるいは施設運用の書面）を地域MC協議会に届け出ている事を原則とする。

ただし、届け出がされていなくても救急現場で書面を確認できる、あるいは書面の記載がなくても、主治医に連絡を取り、終末期であることが確認でき、心肺蘇生中止の指示があり、家族の了承があれば可とする

事前指示書の届出の流れ



主治医、家族、代理人など

主治医による指示書の作成

MC消防本部

旭中央病院

第一搬送先

第二搬送先

事前指示書の提出は63名
(2023年12月15日時点)

プロトコール改訂後の適応事案

令和5年5月～10月（5ヶ月間）

プロトコール適応：5件

	発生場所	蘇生開始	蘇生中止	病院への搬送	指示書	備考
1	自宅	なし	—	CPRなし搬送	独自	主治医に電話で確認
2	自宅	あり	中止した	CPRなし搬送	独自	搬送先医師から 蘇生中止の指示あり
3	施設	あり	中止した	不搬送	独自	施設看取り
4	施設	あり	中止せず	CPR実施し搬送	独自	病院看取り※
5	自宅	なし	—	CPRなし搬送	なし	搬送先主治医から 蘇生中止の指示あり

※主治医に連絡がとれ、現場に向かうと回答があった後、その後連絡がとれなくなったためCPR実施しながら搬送した。

地域における現状の取り組み

千葉県東部地域救急医療ネットワーク会議

情報共有

千葉県
東部地域
MC

医師会

行政等

救急
告示病院

社会福祉
関係機関

救命救急
センター

一般・
療養病院

消 防

今後の取り組みとして

1 普及啓発活動

- 市民向けにホームページの掲載やパンフレット作成
- 救命講習等での周知
- 市民講演会開催
- 医療機関・福祉関係施設への理解度アンケートの実施

2 各医療機関の現状把握

- 市内医療機関・介護施設等を訪問し
- 看取り状況や指示書の発行・共有状況を確認

3 事前指示書の届け出の依頼

- 救急医療ネットワーク等を通じ、届出を継続的に依頼